

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目次

- ◇ 告 示 休猟区の設定
解除予定の保安林
- ◇ 告 示 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- ◇ 告 示 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百六十五号

鳥取獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
松 上 休 猟 区	鳥取市松上地内の県道河内鳥取線に架かる金原橋南詰を起点とし、同点から鳥取市高路に通じる山道（通称高路越し山道）を南東に進み、県道高路古海線に至り、同県道を南西に進み、同県道の終点に至り、同点から鳥取市中砂見に通じる山道（通称通り谷山道）を南東に進み、同山道と鳥取市高路と同市中砂見との境界との合流点に至り、同点から鳥取市中砂見に通じる山道（通称曾輪谷山道）を南東に進み、県道郡家気高鹿野線に至り、同県道を西方及び北方に進み、県道河内鳥取線に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで	一、〇七七 ヘクタール
鹿 野 休 猟 区	気高郡鹿野町大字河内地内の県道鳥取鹿野倉吉線と県道河内鳥取線の交差点を起点とし、同点から県道河内鳥取線を南東に進み、鳥取市と鹿野町との境界に至り、同境界を南方に進み、八頭郡河原町との鹿野町と境界に至り、同境界を南西に進み、東伯郡三朝町と	昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで	一、〇五三 ヘクタール

<p>区 杜休郷</p>	<p>郡家 休郷区</p>	<p>鹿野町との境界に至り、同境界を南西及び北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東方及び北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>八頭郡郡家町大字郡家地内の県道中河原郡家線と県道河原郡家線との交差点を起点とし、同点から県道河原郡家線を南西及び西方に進み、八頭郡河原町と郡家町との境界に至り、同境界を北方及び北東に進み、鳥取市と郡家町との境界に至り、同境界を北東に進み、岩美郡国府町と郡家町との境界に至り、同境界を南東に進み、県道麻生国府線に至り、同県道を南方に進み、県道中河原郡家線に至り、同県道を西方及び南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>八頭郡用瀬町大字用瀬地内の県道江府中和用瀬線と国道五三号との交差点を起点とし、同点から同国道を南方に進み、県道加茂用瀬線に至り、同県道を南西、北西及び西方に進み、用瀬町大字江波から八頭郡佐治村大字下加瀬木に通じる山道（通称下加瀬木越の山</p>	<p>昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで</p>	<p>昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで</p>	<p>一、二二〇 ヘクタール</p>	<p>九四〇 ヘクタール</p>
<p>中 原 休郷区</p>	<p>道）に至り、同山道を北方に進み、佐治村と用瀬町との境界に至り、同境界を北東に進み、県道江府中和用瀬線に至り、同県道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>八頭郡若桜町大字若屋堂地内の県道南光線と国道二九号との交差点を起点とし、同点から同国道を南東に進み、町道加地線に至り、同町道を南東に進み、林道大通中江線に至り、同林道を南方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を北西に進み、吉川山国有林四六林班と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、同国有林四五林班との境界に至り、同境界を東方に進み、同国有林から若桜町吉川に通じる山道（通称小通り道）に至り、同山道を北西に進み、広域基幹林道沖ノ山線に至り、同林道を北方に進み、林道大道線に至り、同林道を北方に進み、県道南光線に至り、同県道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円</p>	<p>昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで</p>	<p>一、九二〇 ヘクタール</p>				

<p>の地域</p> <p>倉吉市横田地内の県道倉吉赤碕中山線と県道大河内横田線との交差点を起点とし、同点から県道大河内横田線を南西及び西方に進み、林道大山東部線に至り、同林道を北方、南西及び北方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を北東に進み、市道松尾大立線に至り、同市道を北西に進み、県道倉吉赤碕中山線に至り、同県道を北東及び東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>高城山 休猟区</p>	<p>東伯郡大栄町由良宿地内の国鉄山陰本線と県道上大立大栄線との交差点を起点とし、同点から同県道を南方に進み、県道法王大栄線に至り、同県道を南西に進み、東伯郡東伯町道槻下法万線に至り、同町道を北方に進み、県道福永由良線に至り、同県道を北東に進み、国鉄山陰本線に至り、同本線を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで</p>	<p>一、五二〇 ヘクタール</p>
<p>来伯太日南線と県道印賀横田線との交差点を起点とし、同点から県道安来伯太日南線を北東に進み、県道多里伯太線に至り、同県道を東方、南方及び南西に進み、県道横田伯南線に至り、同県道を西方に進み、県道安来伯太日南線に至り、同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>下阿毘 縁休猟区</p>	<p>日野郡日野町黒坂地内の県道上石見黒坂停車場線と国道一八〇号との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み、町道渡線に至り、同町道を南方に進み、町道黒谷二号線に至り、同町道を南方に進み、林道渡線に至り、同林道を南西に進み、小原農道に至り、同農道を西方に進み、同農道の終点に至り、同点から茗荷谷川に通じる山道(通称小原越し山道)を西南に進み、茗荷谷川に至り、茗荷谷川右岸を北西に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで</p>	<p>一、〇〇〇 ヘクタール</p>
<p>日野郡溝口町二部地内の県道黒坂溝</p>	<p>岩田 休猟区</p>	<p>日野郡日野町黒坂地内の県道上石見黒坂停車場線と国道一八〇号との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み、町道渡線に至り、同町道を南方に進み、町道黒谷二号線に至り、同町道を南方に進み、林道渡線に至り、同林道を南西に進み、小原農道に至り、同農道を西方に進み、同農道の終点に至り、同点から茗荷谷川に通じる山道(通称小原越し山道)を西南に進み、茗荷谷川に至り、茗荷谷川右岸を北西に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで</p>	<p>八八〇 ヘクタール</p>

<p>下旗原 休猟区</p>	<p>二部 休猟区</p>
<p>米子市尾高字尾高地内の県道米子大山線と県道淀江岸本線との交差点を起点とし、同点から県道米子大山線を東方に進み、西伯郡大山町道滝坂線に至り、同町道を南東に進み、県道名和岸本線に至り、同県道を南方に進み、西伯郡大山町と岸本町との境界に沿った農道に至り、同農道を西方に進み、広域農道に至り、同農道を南東に進み、岸本町道須村半川線に至り、同町道を南西に進み、県道金屋谷米子線に至り、同県道を北西に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>口線と県道西伯根雨線との交差点を起点とし、同点から県道黒坂溝口線を北東に進み、町道父原荘線に至り、同町道を南東に進み、町道父原線に至り、同町道を南東に進み、林道井谷山線に至り、同林道を南方に進み、日野郡江府町と溝口町との境界に至り、同境界を南西に進み、県道西伯根雨線に至り、同県道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで</p>	<p>昭和五十四年 九月七日から 昭和五十七年 九月六日まで</p>
<p>一、五九二 ヘクタール</p>	<p>一、五一〇 ヘクタール</p>

鳥取県告示第七百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字瓢箪山七一九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に

おいて公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年九月七日

豊 田 知 事 平 林 豊 三

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和54年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和54年9月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日 昭和54年11月25日(日)
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
乙種化学責任者	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
免状に係る試験		

乙種機械責任者 免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常 の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常 の保安管理の技術	13時から 15時まで
丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な通常 の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常 の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
第二種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	高圧ガスの製造に必要な通常 の保安管理の技術	13時から 15時まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常 の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで

の保安管理の技術	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学	18時から15時まで
	高圧ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9時30分から10時30分まで 10時45分から12時15分まで

【備考】 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する「特別試験科目」をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
受験願書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
 - (2) 写真
手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。
 - (3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）
- 5 手数料及びその納付方法
- (1) 手数料

乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 1,600円
丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 1,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和54年9月17日（月）から同月28日（金）まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。